

## ローマ帝政前期の皇帝裁判における皇帝顧問団\*

— 判決決定への関与を巡って —

新保良明\*\*

The *consilium principis* and the Imperial Jurisdiction in the Roman Principate

Yoshiaki SHIMPO

In this article, we investigate the role of the *consilium principis* in the Roman Principate. Many scholars said, like J. A. Crook, that it was the emperor that finally decided the verdicts in the imperial court. W. Kunkel, however, denied this theory, thought that it was the *consilium principis* that decided the imperial judgments. Then, we discuss who was the verdict-maker. The conclusion is the following: (1) In the Roman Republic, the verdict-maker in the extraordinary court was not the *consilium*, but the magistral judge; (2) Similarly, in the imperial court, the emperor who was the judge decided the verdicts; (3) The *consilium principis* justified the imperial judgments.

キーワード：皇帝裁判，顧問団，判決

## 1. はじめに

古代ローマ帝政史研究において、皇帝顧問団 *consilium principis* が政治史、国制史、法制史など様々な分野から頗る重要な存在とみなされてきたことは言を俟たない。それは皇帝と共に地方共同体や外国からの使節を接見し、行財政や軍事の諸問題に関する彼の諮問に応じたのみならず、皇帝裁判にあっては、裁判官たる帝に陪席して司法にも携わったからであり、かくの如く多様な機能を果たした顧問団は皇帝による権力行使の諸側面において看過しえない役割を担い、本組織こそが帝国統治に継続性と安定をもたらしたとまで評価されてきた<sup>2)</sup>。

だが、かかる高い評価にもかかわらず、顧問団は史料的に曖昧な点、不明な点を多々抱えており、その全体像に到達することは極めて困難である。例え

ば、帝政期には、皇帝顧問団を意味する専門用語すら見当たらず、史料はこれを「友人たち *amici*」，「一流の市民たち *primores civitatis*」，「助言者たち *consiliarii*」，「兩身分（＝議員身分と騎士身分）の貴頭の人士たち *utriusque ordinis splendidi viri*」など多様に形容している<sup>3)</sup>。従って通常、我々が用いる《*consilium principis*》も研究のための便宜上の術語にすぎないのである<sup>4)</sup>。かかる史料的制約のため、顧問団の内実に踏み込んだ諸研究は幾多の見解の相違を提供しており、現段階においても欧米学界が顧問団に関して共通理解を形成しているとは言い難いのが実状である。

研究者間の主要な論争点を列挙してみると、次のようになろう。A. 顧問団は審議する内容に応じて召集されたのか否か。即ち、一つの顧問団が多様な問題に対応したにすぎないのか。それとも、問題毎

\* 本稿は日本西洋史学会第44回大会における口頭発表の一部を修正加筆したものであり、本年度科学研究費「基盤研究C-2」の研究成果の一部でもある。

\*\* 一般科 助教授

原稿受付 1997年10月31日

に、用途に応じて顧問団が召集されたのか<sup>5)</sup>。B. 顧問団は如何なるメンバーから構成されたのか、即ち、皇帝がメンバーをその都度、適宜召集したのか、元老院が彼らを人選したのか<sup>6)</sup>。C. 顧問団が下した結論はあくまでも皇帝にとって参考意見にすぎなかったのか、それとも皇帝はそれに従わねばならなかったのか<sup>7)</sup>。勿論、かかる論点すべてに直ちに解答を与えることは、筆者の能力をはるかに超える。そこで、差し当たり、小稿はC.の問題に焦点を絞ってみたい。というのも、これを取り上げることは、顧問団が帝国統治に重大なる貢献をなしたという(多分にアプリアナ)通説の当否の一端を再確認することにつながると思われるからである。

しかし詳細な顧問団会議録など残存しているわけがなく、セネカなど政治的実力者にして作家の作品を検討し、その思想と皇帝の政策との関連を査定して顧問団の影響力を推し量る手法も困難を窮めよう<sup>8)</sup>。しかも、顧問団は帝政期を通して——後期帝政に至り、変質したとはいえ——存続した組織であり<sup>9)</sup>、顧問団を治世毎に逐一検討していくことも事実上不可能である。かような限界を考え、小稿は帝政前期の皇帝裁判に同席した顧問団が、特に刑事裁判における判決決定に如何に関与したかを跡付けることを課題としたい。後述する如く、これこそが最大の論争点を構成しているからである。

## 2. 問題の所在 — 研究史 —

皇帝顧問団は実際の諮問の場では、如何なる役割を担ったのであろうか。これを巡り、諸説の一致点が見出せるところは、顧問団が政治・行政問題を扱うケースであり、この場合、顧問団は参考意見を求められたにすぎず、決定はあくまでも皇帝の最終的判断に任されたと論じられている。幾つか具体例を見てみよう。①48年、クラウディウス帝はガリア貴族を元老院に入会させることの是非を顧問団に諮問し、賛否両論が呈される中、彼はその許可を強引に決している。②マルクス・アウレリウス帝は甚大なる被害をもたらすマルコマンニー戦争の終結を友人たちから進言されながら、これを頑として拒否し続けたと言う。③逆に、息子のコンモドゥス帝は戦地において顧問団を前に首都帰還を一方的に宣告した後、これへの反対論が巻き起こっても、平然と無視して戦線を離脱している<sup>10)</sup>。

確かに、これらとは逆に、皇帝が顧問団の意見に従った事例も認められる。ヒストリア・アウグスタ

によれば、④ピウス帝は、属州行政も含め如何なる問題であろうと、決定を下す前に友人たちに必ず諮問し、彼らの意見に沿って最終決定を下したと言う。また同史書によると、⑤マルクス・アウレリウス帝は軍政・民政を問わず、有力者たちに相談することを常とし、「余一人の意見に多くの友人たちが従うよりも、余が彼らの意見に従う方が正しいであろう」と語ったとされる<sup>11)</sup>。しかしそのマルクス帝が②において顧問団の進言を斥けている点からも、④と⑤の二例は、顧問団の意見が皇帝に対して拘束力を有したことの証拠とはみなされえず、顧問団を尊重しようとする帝の姿勢が賞賛の対象として叙述されたにすぎないと解さざるをえない。かくの如く、軍事や行政の諸問題を巡っては、皇帝が顧問団の意見を尊重することはあっても、それに束縛される事態は見られないのである。

ところが、司法に関しては相反する二説が提起され、皇帝裁判における判決決定の主体を別様に評価してきた。かかる論争を紹介する前に、裁判過程の概略を確認しておこう。それは次のように進化した。(ア) 皇帝は顧問団と着座し、訴訟当事者たちは弁護人と共に帝を挟んで対峙する。→ (イ) 彼らは水時計に規定された時間内で、告発と弁明を交互に行う。→ (ウ) 当事者への審問は皇帝に限られ、顧問団が質問を発することはなく、傍聴に留まる。また証人尋問や証拠調べがなされる。→ (エ) 皇帝は判決について顧問団に諮問し、その後で判決を宣告する。→ (オ) 判決が執行される<sup>12)</sup>。

さて、小稿が問題とすべきは勿論、(エ)の段階である。そして Th. モムゼンや J. A. クルックは、政治決定同様に、判決決定も皇帝の専決事項に属し、彼が顧問団の判決案に束縛されることはないと言った<sup>13)</sup>。彼らが論拠の一例として提示するのが、次の法制史料である。ディゲスタに録されたところによると、マルクス帝下の166年、遺言者が遺言状を作成し相続人を指定したが、後にその氏名を抹消したケースが皇帝裁判にかけられた。顧問団は遺産の取り扱いを論議し、最終的に判決案は三つに収束した。大多数の陪席者は相続人未指定につき遺産が国庫に帰属すると判断したが、法学者マルケルスは遺言者が遺言状全体を撤回したのであれば、かくすべしと考えた。一方、削除された部分は法的に無効だが、それ以外は有効とする者もいた。そして帝は最後の見解を判決として採用したのである<sup>14)</sup>。本例は、皇帝が顧問団の多数意見に拘束されず、あくまでも自己の判断で最終判決を下している事実

を明示しよう。ディゲスタは他にも幾つか類似例を供してくれており、その結果、クルック説はH. F. ジョロヴィッツ, J. ゴドメ, F. アマレッリらの賛同を得るところとなった<sup>15)</sup>。

しかしながら、かかる画像に対して正面から異を唱えたのが、法制史家 W. クンケルである<sup>16)</sup>。彼は、マルクス帝下の上記例も含め、クルックらの説の根拠をなす諸例が皆、民事訴訟に限られている点を衝き、刑事事件、特に頭格刑裁判では事情が全く異なると反論した。彼によれば、顧問団は判決を次の方法で表決した。(1) 札で投票する。(2) 判決案を文書にして皇帝に提出する。(3) 判決案を口頭発表する<sup>17)</sup>。(1)と(2)は多数決を導き、(3)では出席者が他者の意見も知ることができ、自ずと多数意見が判明した。そして彼は裁判が公開で行われたために、帝が顧問団の多数決を無視して頭格刑まで独断で科せば、訴訟当事者や傍聴人から直ちに司法権濫用・不当判決という批判を浴びること必定であり、結局、帝は顧問団の表決に従わざるをえなかったと結論したのである。かくの如く、クンケルは従来説の盲点に迫り、刑事裁判においては顧問団の意見もしくは表決に、皇帝に対する拘束力を見出した。また彼の説は帝政期の史料にのみ立脚しているのではない。彼は共和政期における政務官や属州総督の裁判をも分析し、そこから顧問団表決の拘束力を導き出しており、かくて共和政から帝政にかけての連続性を指摘しているのである。以上の如く、クンケル説は実証レヴェルにおいて、他の研究者に比べ傾聴に値すると思われる。そして当該説はM. ハモンドやG. テュールにも認められる。更に顧問団の表決に拘束力が厳然とあったとは言わないまでも、J. ブライケンの如く、拘束力が理念上あったとする論者もいるのである<sup>18)</sup>。

さて、現在のところ、クンケルの批判に対してクルック説に与する研究者からの緻密な再反論は見られない。クンケル説を引き合いに出して、それを言下に否定する声は上がっても、実証的に論駁した研究は現れていないのである。そこで、次節以降、刑事裁判に関するクンケル説の当否を史料に即しながら検証してみよう。まずは、本説を支える柱の一つである共和政期の事例を見てみたい。

### 3. 共和政期の刑事裁判における顧問団

クンケルがクルック説への反論を提起した論文は「政務官の刑事裁判と皇帝裁判における顧問団の

機能」と題しており<sup>19)</sup>、この前半が共和政期の刑事裁判を取り上げ、後半が皇帝による刑事裁判を分析している。本節においては、当該論文前半の要旨を紹介した上で、その適否を検討したい。

さて、彼は共和政期の関連史料が多くはないと断わりつつ、キケロを専ら用いて論を組み立てていく。クンケルが重要視する主要史料と彼の論理の骨子を手短かに見てみよう。

(a) 或る殺人事件をコンスルが特別に審理し、被告としてプーブリカニーの奴隷、解放奴隷が有罪判決を受ける。しかしプーブリカニーに対する裁判は二度、審理延期 *ampliatio* になった。一回目の審理で、コンスルは「顧問団の意見により *de consilii sententia*」裁判の延期を宣告。そして二回目のやり直し審理でも、コンスルが「二度目も同様に *iterum eodem modo*」延期した、と言う。即ち、クンケルは、二度にわたり顧問団員の一定数が被告の有罪・無罪について未だ判断に至らないと意見を述べたか、或いはそれについての表決を棄権したと想定し、その結果、裁判官たるコンスルも判決を下しえなかったと考察したのであり、ここに彼は刑事事件における顧問団表決の拘束力を看取した<sup>20)</sup>。

(b) キケロは多方面から前シチリア総督ウェッレスを激しく非難するが、その中に次の如き一節が認められる。つまり、ウェッレスは武装蜂起を計画した奴隷たちに対しては「顧問団の意見により *de consilii sententia*」有罪を宣告しておきながら、属州在住ローマ市民にはこのような審判を与えることなく、処刑した、と。クンケルは裁判なしでの市民の処刑が通常の司法領域の枠内にはなく、特別の事情の下にあったと一先ず解しつつも、奴隷の裁きにおいてすら総督が顧問団の意見に従っているのであるから、市民に対する裁判でも同様の手続きが採用されるのは自明であると考えたのであった<sup>21)</sup>。

さて、クンケルの論拠を挙げてみた。一見、彼の主張は史料に裏付けられ、説得力に富んでいるという印象を抱かせるが、ことはそう単純ではない。先ず、(a) から確認してみよう。第一回目の審理においてコンスルが顧問団の判決保留提案に従ったのだとしても、これは直ちに裁判官に対する顧問団の拘束力を証明しはしない。コンスル自身も判断がつかかね、審理の最初からのやり直しを命じた可能性が残るからである。また二回目の審理においても、「同様に」という文言を以て、再び顧問団の意見にコンスルが束縛されているとまでは言えない。文脈上、コンスルが一回目に続いて二回目も審理延期を

告げたことを意味するにすぎないからである<sup>22)</sup>。本史料がかくの如き解釈を許す以上、クンケル説の妥当性が立証されたとは言い難いであろう。

次に、(b)であるが、ここでは、「顧問団の意見により *de consilii sententia*」なる語が本当に顧問団表決の拘束力を明示するのかという本質的問いを発したい。というのも、かかる表現を用いることにより裁判官は、彼が最終的に下した判決が顧問団の意見と一致するほど、極めて順当な内容であることを強調し、判決を正当化したにすぎないとも考えられるからである。一例を挙げよう。ウェッレスはシチリアの名望家ソパテルを是が非でも断罪せんとし、シラクサの貴頭の人士たちを顧問団に招く。しかしながら彼らを審理途中で退席させ、その後、法廷に残った総督の書記、医師、占い師の「意見により *de sententia*」有罪を宣告しようとする。だが、結局、彼は退席した有力者たちが戻ってくることを恐れ、判決を断念、裁判を終了させた<sup>23)</sup>。即ち、総督は敢えて現地の有力者たちを排除し、その上で、少人数の顧問団(キケロによれば「最も悪辣なる随員団 *cohors nequissima*」)の意見だけを徴して有罪判決を導こうとした。かかる手続きでも、クンケル説に照らさば、総督は彼らの多数意見に従って審判を下したにすぎないと主張できたはずである。実際、ウェッレスはシチリア人船長たちを裁いた折、同じく随員から成る少数の顧問団(キケロの言を借りれば「盗賊団 *latrones*」)の「意見により」被告全員に有罪宣告しているのである<sup>24)</sup>。しかし彼がソパテル裁判においてかような方法を断念したのは、被告の地位を鑑み、有力者たちが同席しない顧問団の「意見により」判決をいくら宣告したところで、判決の正当化には何ら資さず、逆に不当判決の謗りを免れえないと判断したからであったと考えられる。換言すれば、ウェッレスは判決を下すに当たって、陪席した顧問団の人的構成こそ重視しており、その一方で顧問団の「意見により」という手続きを裁判成立のための絶対条件とはみなしていないのである。

以上の如く、クンケルは余りにも史料の文言を字義通り受け止めすぎたと言える。“*de consilii sententia*”はP. ガーンジィが示唆する如く、「顧問団の意見、更に彼(裁判官)の意見により *de consilii tum etiam sua sententia*」を意味する<sup>25)</sup>、つまり顧問団も裁判官も同一の結論に達したということを含意すると理解すれば、十分であろう。更にクンケル説への明白なる反証も認められる。キケ

ロによると、アジア総督ネロはフィロダムス父子を殺人の廉で裁き、最終的に「極少数の意見により *perpaucis sententiis*」彼らを有罪にしている<sup>26)</sup>。即ち、罪状明白な本件において総督は顧問団の同意を得られずとも、毅然と判決を下したのである。

かくして共和政下の刑事裁判においては、顧問団表決が裁判の帰趨を制度的に決定付けたかの如き積極的証拠は得られないことが判明した。少なくとも顧問団が裁判官の判決に影響は与えたであろうとしか言えないのである。

#### 4. 皇帝の刑事裁判における顧問団

皇帝が自ら刑事裁判を執り行う場合、顧問団表決に基づいて判決を下さねばならなかったと説くクンケルの大前提は、審理の公開性にある。即ち、誰もが顧問団表決の結果を知りえた以上、皇帝といえども、それを無視してまで判決を独断で下しえなかったというのである。では、審理の公開性はどの程度保証されたのであろうか。先ずは、ローマ市やその近郊における裁判の開廷場所を確認してみよう。

諸史料によれば、アウグストゥス帝はローマ市のフォルムやティブルのヘラクレス神殿で<sup>27)</sup>、ティベリウス帝、クラウディウス帝、ウェスパシアヌス帝もフォルムで裁いており<sup>28)</sup>、トラヤヌス帝とハドリアヌス帝はフォルムの他にパンテオンも利用している<sup>29)</sup>。かくの如く皇帝裁判は通常、誰もが自由に出入りでき、傍聴も可能な公共の場を法廷としていた。しかし時には、皇帝の庭園や別荘で開廷されることもあり、この場合は、一般人の立ち入りが許可されていたとは考えられない<sup>30)</sup>。そしてハドリアヌス帝以降、パラティヌス宮殿内に設けられた専用法廷室 *auditorium* での非公開審理が一般化していくことになる<sup>31)</sup>。だが、たとえフォルムなどで公開審理がなされたとしても、顧問団表決の一部始終まで訴訟当事者や傍聴人が知りえたとは限らない。スエトニウスはネロ帝が皇帝裁判において「諮問のために退出するときには常に *quotiens ... ad consultandum secederet*」と記し、諮問が別室で行われたことを明示している<sup>32)</sup>。またフィローも当該裁判の典型的進行過程を叙述する中で、皇帝が判決諮問のために法官席から立ち上がり、助言者たちと相談すると述べ<sup>33)</sup>、諮問過程が公けにはされていないことを暗示する。即ち、審理が衆目の下に置かれても、顧問団表決だけは非公開にされたことが読み取れるのである。

しかしながら、顧問団員各人が表決結果を確認できたのであれば、クンケルが推察した如く、その結果を無視してまで皇帝が生死に関わる判決を恣意的に下すことはできなかつたという見方も一理ある。そこで、前述した表決方法を順次、具体的に検討してみよう。先ず、(1) 札での投票であるが、この方法はアウグストゥス帝下に認められる。スエトニウスによると、偽造遺言の署名者たちが一括して「遺言と貨幣に関するコルネリウス法 *lex Cornelia testamentaria nummaria*」違反に問われた際に、同帝は有罪票と無罪票の二枚の札に加え、偽造とは知らずに署名をしてしまった過失犯だけを無罪とする第三の札を陪席者達に配布したと言う<sup>34)</sup>。本件を J. M. ケリーとブライケンが常設査問所での審理と解したが、プラエトルではなく、帝が直々に裁判を指揮している点から、皇帝裁判と考えて差し支えなからう<sup>35)</sup>。さて、当該史料は彼が三枚の札を配り、陪席者に投票させたことを示唆するが、各々の得票数が発表されたとは述べておらず、最終判決すら報じていない。そして常設査問所の投票方式から類推すれば、かかる投票札は無罪ならば 'A (= absolvo)'、有罪ならば 'C (= condemno)' という文字を蠟板に彫り込んだ簡素なものであり、外見上の違いを全く持たない。その上、陪席者はどちらかの札を手で隠しながら、投票用の壺に入れたのである<sup>36)</sup>。そのため、顧問団員各人は他者が何れの札を投じたかは目視不可能であった。よって皇帝は投票結果を発表しないことにより、最多得票案を参考意見に留めることも可能であったのである。そして後述する如く、投票結果の非公開は不法とはみなされていなかった。それゆえ、投票実施から直ちに判決に対する多数決の拘束力を導出することには慎重であらねばならないであろう。

次に、(2) の判決案書面提出例はネロ帝下に見られる。再びスエトニウスによれば、「帝は如何なる裁判でも(顧問団の)皆と公けに審議せず、一人一人が書き記した判決案を黙って密かに読んだ。そして自分が考えた判決を、あたかもそれが過半数意見であるかの如く、下した」<sup>37)</sup>。当該箇所に対してクルックは、第一に、皇帝が自己の判断に沿って判決を宣しえたことを読み取り、第二に、彼が過半数意見を偽装せんがため書面投票を利用したかの如き文脈について、当時の顧問団員が判決決定に対する責任回避を試み、後の治世においてかような中傷を広めたものと説明した<sup>38)</sup>。しかし二点目の主

張は推測の域を出ず、差し当たり我々はネロ帝が多数決に則った判決宣告を公言していたと理解し、これを事実と認めておかねばなるまい。

一方、当史料に対し、クンケルは以下の如く把握すべきと唱える。即ち、スエトニウスは書式投票の実施ではなく、陪席者の意見の非公開と投票結果の改竄を弾劾したのであり、判決が顧問団の多数決によって規定されたからこそ、帝はかかる不正工作に走らざるをえなかつた、と<sup>39)</sup>。確かに文書投票はネロ帝が創出した方式ではなく、セネカは L. タリウス・ルフスなる議員が息子に対する家裁判を開き、その顧問団にアウグストゥス帝を招いた際に、皇帝は「各人が判決案を書くよう」家長に要請したと語っている<sup>40)</sup>。だが、セネカはクンケル説の前提をなす投票内容の発表まで明記しておらず、またこれは他史料からも確認されない。それどころか、ディオはアウグストゥス帝に向かって理想的統治像を腹心マエケナスに進言させる中で、次のように記している。「細心の審理を要すものについては、助言者たちの見解を公然と求めてはなりません。……むしろ蠟板に書かせるべきです。そしてそれを他の者にわからせないよう陛下お一人でお読みになり、直ちに蠟板を削るよう命じなさいませ」<sup>41)</sup>。つまり、ディオは書面投票を最良と評価した上で、その非公開こそ推奨している。これが帝政初期の実践なのか、ディオ自身の時代、即ち三世紀初のそれなのか、それとも彼の理想なのかは不明なれど、投票非公開が不当とは全く認識されていないのである。従ってスエトニウスが上記叙述において非難した対象も投票の非公開ではなく、投票結果の改竄であったと理解しておいてよからう。

しかしこれは二様の解釈を許す。第一に、クンケルが論ずる如く、多数決に従う義務が皇帝にはあり、だからこそネロ帝は表決結果を偽らざるをえなかつた。第二に、皇帝が判決を最終的に決定しえたのに、ネロ帝は敢えて多数決尊重を装い、偽善的態度を取った。何れが適切かは俄かに判じ難く、帝の判決決定権を主張する F. ミラーも第一の解釈を一概に否定しえないことを率直に認めている<sup>42)</sup>。されど、問題の句が含まれる『ネロ伝』15 章を一瞥すると、著者は先ず帝による慎重な判決宣告と係争点毎に解決を図っていく効率的な審理運営方法を評価する。次に、上記引用文を掲げ、その後、帝の事績を淡々と列挙している。つまり、改竄行為だけが指弾されているのである。かかる叙述構成に照らせば、著者が評価対象や事績を完全なる違法行為(第

一解釈)と併記したとは考え難い。それゆえ彼は帝の偽善を揶揄した(第二解釈)と捉えておく方が適切であろう。ならば、当該箇所は皇帝の判決決定権を明示すると言えるのである。

では、(3)判決案の口頭発表は皇帝に対して拘束力を発揮したのか。クンケルが重視するのが、次の事例である。ヨセフスによると、41年のカリグラ帝暗殺直後、クラウディウス帝は側近を集め、実行犯の親衛隊将校カッシウス・カエレアの処遇について小石で投票させ、最終的に彼を死刑に処した。著者は顧問団が示した判決理由を付記しているの、彼らは判決案を上申した後で投票を行ったと思われる。そしてクンケルは本件を臨時軍法会議と捉えた上で、緊急にして変則的なかかる事態においてさえ帝が判決を顧問団表決に委ねた点に、その拘束力を看取したのである<sup>43)</sup>。しかし元老院が共和政復活の動きすら示したクラウディウス帝登位時の緊迫した情勢の中で、暴君からの市民解放という英雄的行為を処罰すべきか否かは極めて高度の政治的判断を要したに違いない。逡巡した帝はこの重大問題の結論を顧問団に一任せざるをえなかったのではあるまいか。何れにせよ、特殊な状況を帯びる本件から、常に表決が判決を左右したと一般化することは慎むべきである。

また口頭表決は他にも幾例か伝えられ、47年に陰謀、姦通罪を問われたD. ウァレリウス・アジアティクス裁判では、確かに同帝が腹心L. ウィッテリウスの意見に沿って判決を下している<sup>44)</sup>。しかしこれだけの情報を以て、彼の意見が他の顧問団員の賛同を多々得た結果、皇帝もそれを判決とせざるをえなかったとまで主張することは許されまい。

以上の如く、何れの表決方法であれ、顧問団の多数決が自動的に判決を導いたという確証は得られなかった。その一方で、諸史料は皇帝の不当判決を度々非難するが<sup>45)</sup>、その責任を顧問団には全く帰していない。これはタキトゥスに代表される元老院史家が多く議員を擁す顧問団を庇った結果とも推測される。だが、それならば、寛大な判決だけは顧問団の功績として賞賛してもよさそうであるが、これも検出されず、史料は一貫して判決の決定主体を皇帝に置いているのである。更にディオが注目し値する事例を供す。つまり、アウグストゥス帝が被告たちに死刑判決を下そうとした矢先、突如、傍聴席にいたマエケナスが再考を促し、帝はその宣告を思い留まったと言う<sup>46)</sup>。これは死刑宣告から判ずるに刑事裁判に違いないが、皇帝は判決内容が確定

した後でありながら、一存でそれを翻しているのである。ここには、判決に対する顧問団決定の拘束力は微塵も認められない。かくて、民事裁判同様に刑事裁判でも、判決の最終的決定権は皇帝に属したのであり、顧問団は助言機能を有したにすぎないと考えられよう。

だが、判決案の口頭発表の場合には、顧問団の誰もが多数意見を知りえた以上、皇帝もそれを無視しづらかったというクンケルの論理や道義上、帝がそれに従うことが求められたというブライケンの主張はあながち否定されえない。しかし興味深いことに、史料はかかる諮問方式の弊害を強調している。既述のアウグストゥス帝下の家裁判において、帝が書式投票を求めた理由は「全員の判決案が自分と同一にならないようにするため」<sup>47)</sup>、つまり帝の意見に陪席者各人が盲従することを防ぐ点にあった。また自ら顧問団に列席した経験を持つディオが書式投票を最良としたのは、顧問団員が「上位者に追従して自由に述べるのを躊躇してしまうから」であった<sup>48)</sup>。かくの如く、口頭発表の公開性は同席した有力者への追従を生んでしまったのである。顧問団には上記ウィッテリウスに代表される皇帝の側近が確実に含まれ、彼らは皇帝と意思を通ずる一方で、他の助言者たちに無形の圧力をかけて顧問団表決を左右したであろう。その結果、表決は帝の思惑からさほど背離しない範囲内に誘導され、皇帝は自分が予定しておいた判決を、「顧問団の意見により」と称して、下すことができたと思われる。更に皇帝は表決方法をその都度選択しえた上に、少なくとも(2)では投票結果を公開する義務は彼になく、非公開にすることによって顧問団の多数意見を封殺することも可能であったのである。

以上の如く、刑事裁判において皇帝が顧問団の表決に基づいて判決を下さねばならなかったという決定的な証拠は得られない。彼が顧問団の意見に影響されることは確かにあったであろうが、判決の決定主体はあくまでも皇帝であったと言わざるをえないのである。

## 5. 結びにかえて

皇帝顧問団が皇帝裁判において果たした役割を巡り、クンケルは共和政の政務官刑事裁判と顧問団の表決方法を軸に<sup>49)</sup>、皇帝による刑事裁判の判決決定権が常に顧問団にあったと断じて、顧問団主導の皇帝裁判像を描いた。だが、小稿は彼が論拠とし

た諸史料を再検討した結果、彼の見解を否定せざるをえないという結論に達した。即ち、判決決定の主体はあくまでも皇帝であったのである。然れど、小稿は顧問団が皇帝裁判において何ら役割を果たしえず、無意味な存在であったことを立証しようとしたのではない。顧問団の意見に皇帝が動かされることは勿論、多々あったに違いない。パピニアヌスは、トラヤヌス帝が——民事裁判ではあるが——ネラティウス・プリスクス、ティティウス・アリストーという二人の法学者の「助言により *consilio*」判決を下したと伝えている<sup>50)</sup>。結局、我々は、皇帝が顧問団の意見を尊重することもあれば、独断で判決を決することもあったという平凡な、しかし穏当な結論で我慢するしかあるまい。何れにせよ、そもそも顧問団の意見に耳を傾けるか否かは各皇帝の姿勢如何にも拠ったのであり、顧問団の影響力を一般化して評価することはできないのである。

では、皇帝にとっては、顧問団は如何なる役割を担ったのか。これに関しては、フィローが有益な情報を与えてくれている。彼はアレクサンドリア市におけるギリシア人とユダヤ人との紛争解決を求めて、後者の使節の一員としてローマ市を訪れ、カリグラ帝から謁見を許される。しかしフィローは大いに落胆せざるをえなかった。帝は最初から裁判を行う気がなく、ユダヤ人側の訴えに耳を貸そうとすらしなかったからである。そこで、彼は本来あるべき裁判像を論じ立て、最後に次なる一文を残す。裁判官からの諮問においては、「助言者たちが公平に考え、はっきりと自分の意見を述べる必要があるのである」<sup>51)</sup>。即ち、フィローは陪席者たちの中立公平なる意見があたかも判決を決定づけるかの如く、彼らに期待をかけているのであり、顧問団の存在を高く評価している。そして一属州民である彼の見解が帝国民一般の司法認識とかけ離れているとは考え難い。ならば、顧問団は順当な判決を引き出すために不可欠な裁判装置とみなされていたと言えよう。そして人々は、皇帝が独断で宣告した判決であろうと、それを顧問団員も妥当として是認しているかの如き印象を漠然と抱いたと思われる。その一方で、皇帝は判決が顧問団の多数意見であるかのように装ったり、側近を通じて陪席者たちの意見を予定された判決案に誘導することもできた。かかる手法によって、帝は如何に判決が順当なものであるかを声高に主張しえたのである。

以上の如く、顧問団の裁判同席は判決の客観性という虚構を生んだ。皇帝は顧問団を用いることによ

り、陪席者の意見を自己の最終的判断の参考にしえたばかりか、同時に、裁判の正当性、判決の正当性という外見をも巧みに装備することができたのである。

顧問団がかかる役割も担った以上、皇帝はメンバーの人選にも配慮したと思われる。側近だけを集めて顧問団を構成したのであれば、訴訟当事者は最初から顧問団が帝の意を汲んだ同一の意見に収斂するに違いないと予想せざるをえず、その結果、自ずと判決の客観性、公平性という虚構が損なわれてしまうからである。従って顧問団が如何なる人的構成を取っていたのかが次なる重要な論究対象となろう。皇帝顧問団を巡る残余の課題は甚だ多いと言わねばなるまい。

#### 註

- 1) 顧問団の重要性は E. Cuq, *Le conseil des empereurs d'Auguste à Dioclétien*, Paris, 1884 を嚆矢とする先行研究によってあまねく肯定されている。本邦では、E. マイヤー、鈴木一州訳『ローマ人の国家と国家思想』岩波書店、1978、343；南川高志『ローマ皇帝とその時代』創文社、1995、333ff.
- 2) プロソポグラフィカルな研究として、J. Devreker, *La continuité dans le consilium principis sous les Flaviens*, *Anc. Soc.* 8, 1977；M. Morabito, *Étude sur la composition du conseil impérial d'Antonin le Pieux à Commode (138-193)*, *Index* 12, 1983/84.
- 3) e.g. Sen., *Clem.* 1.9；Tac., *Ann.* 15.25；Suet., *Tib.* 55；*F I R A*<sup>2</sup>, I, no. 75.
- 4) 'consilium principis' という表現は *Dig.* 27.1.30pr. に現れるのみである。
- 5) Th. Mommsen, *Römisches Staatsrecht*, Leipzig<sup>3</sup>, 1887, II-2, 902ff., 988ff.；J. A. Crook, *Consilium Principis*, Cambridge, 1955, esp. 2, 30；F. Millar, *The Emperor in the Roman World*, London<sup>2</sup>, 1992, 119f.；F. Amarelli, *Consilia principum*, Napoli, 1983, 138ff.；M. Hammond, *The Antonine Monarchy*, Roma, 1959, 370ff.；J. Bleicken, *Senatsgericht und Kaisergericht*, Göttingen, 1962, 80f.；W. Kunkel, *Kleine Schriften*, Weimar, 1974, 188f., 421, 600；H. F. Jolowicz & B. Nicholas, *Historical Introduction to the Study of Roman Law*, Cambridge<sup>3</sup>, 1972, 339f.；F. Arcaria, *Commissioni senatorie e «consilia principum» nella dinamica dei rapporti tra senato e principe*, *Index* 19, 1991.
- 6) Crook, *passim*；Mommsen, II-2, 988ff.；O. Hirschfeld, *Die kaiserlichen Verwaltungsbeamten bis auf Diocletian*, Berlin<sup>2</sup>, 1905, 339f.；Millar, 119f.；Amarelli, 142；Hammond, 373ff.；Kunkel, 189ff., 421ff., 600；Jolowicz, 339f.；A. A. Schiller, *Roman Law. Mechanisms of Development*, New York, 1978, 470ff.

- 7) Crook, 109ff.; Mommsen, II-2, 992; Jolowicz, 340; Amarelli, 158f.; J.Gaudemet, *Les institutions de l'antiquité*, Paris<sup>3</sup>, 1991, 278; W.W.Buckland, *A Text-Book of Roman Law from Augustus to Justinian*, Cambridge<sup>3</sup>, 1963, 16; Millar, 236ff.; Kunkel, 179ff., 425f.; G.Thür, Gerichtsbarkeit, in: *Reallexikon für Antike und Christentum*, Stuttgart, 1978, X, 377.
- 8) Crook, 115.
- 9) Cuq は、帝政前期の顧問団が帝政後期の「皇帝御前会議 consistorium」へと直線的発展を遂げたと論じたが、これは現在全く支持されていない。
- 10) ① Tac., *Ann.*11.23f.; ② HA, M.Ant.22.8; ③ Herod., 1.6.3-8.
- 11) ④ HA, Pius 6.11; ⑤ *ibid.*, M.Ant.22.3f.
- 12) Philo, *Leg.*350; Crook, 109f.; Millar, 230ff. 告訴から審理を経て判決執行に至るまでの詳細は I.Buti, La 'cognitio extra ordinem': da Augusto a Diocleziano, *ANRW* II-14, 1982, 46ff. 尚、顧問団が審理途中で口を挟んだ唯一の例が Philost., *VS*2.561.
- 13) Crook, 109ff.; Mommsen, II-2, 992.
- 14) *Dig.*28.4.3pr. 更なる論拠として, *ibid.*, 4.4.38pr.; 14.5.8; 29.2.97; 36.1.76.1. Cf. Mommsen, II-2, 992; Crook, 80; Millar, 238f.
- 15) Jolowicz, 340; Amarelli, 158f.; Gaudemet, 278; Millar, 236ff.
- 16) Kunkel, 232ff.
- 17) Cf. Millar, 236ff. 一方, Crook, 112 は有罪か無罪かを問うだけならば、投票札、書面投票が用いられたが、法律問題が議論される場合には、口頭発表方式が採用されたと考える。
- 18) Hammond, 380f.; Thür, 377; Bleicken, 80; E.Cizek, *Mentalités et institutions politiques romaines*, Paris, 1990, 292.
- 19) Kunkel, Die Funktion des Konsiliums in der magistratischen Strafjustiz und im Kaisergericht, in: Id., *Kleine Schriften*, 151-254.
- 20) Cic., *Brut.*85ff.; Kunkel, 157-164.
- 21) Cic., *Verr.* II.5.12; Kunkel, 168ff.
- 22) P.Garnsey, The Lex Iulia and Appeal under the Empire, *JRS* 56, 1966, 178. 尚、本論文は顧問団を直接取り上げたものではなく、プロウオカティオ権の効力を疑問視し検証することを課題としている。
- 23) Cic., *Verr.* II.2.68-75.
- 24) *Ibid.*, II.5.114.
- 25) Garnsey, 179 n.127. Cf. Millar, 239 n.61.
- 26) Cic., *Verr.* II.1.75.
- 27) Suet., *Aug.*72, 93; Jos., *AJ.*17.301.
- 28) Dio 57.7.2, 60.4.3, 65.10.5.
- 29) *Ibid.*, 68.10.2, 69.7.1.
- 30) H.A.Musurillo, *The Acts of the Pagan Martyrs*, Oxford, 1954, 18ff.; Plin., *Ep.*6.31; Philost., *Apoll.*8.4f. 尚、元老院議員を被告とする刑事裁判は非公開で行われたと考えられている。またハドリアヌス帝、マルクス帝は議員を裁く場合、顧問団に騎士を同席させなかったと言う。 Cf. Tac., *Ann.*11.2; HA, Hadr.8.8; *ibid.*, M.Ant.10.6; Cuq, 406; Kunkel, 248 n.160.
- 31) Dio 69.7.1, 76.11.1, 77.17.3; *Dig.*1.22.5, 23.3.78.4. Cf. Kunkel, 245ff.; Crook, 106ff.; Millar, 229f.
- 32) Suet., *Nero* 15.1. Kunkel, 237 n.131 は当該箇所が退出を意味しないとするが、これは首肯し難い。 Cf. Jos., *AJ.*17.317; Philost., *Apoll.*8.5; *Dig.*28.4.3.
- 33) Philo, *Leg.*350.
- 34) Suet., *Aug.*33.2.
- 35) J.M.Kelly, *Princeps Iudex*, Weimar, 1957, 12f.; Bleicken, 71 n.1 の主張に対し, Kunkel, 235f.; Millar, 238 n.58 が反論。
- 36) Cf. J.L.Strachan-Davidson, *Problems of the Roman Criminal Law*, Oxford, 1912, II, 129f.; Kunkel, 86.
- 37) Suet., *Nero* 15.1.
- 38) Crook, 111; R.A.Bauman, *Lawyers and Politics in the Early Roman Empire*, München, 1989, 135. 尚、当該箇所は民事裁判関連の記事である可能性が高いが、刑事裁判でも同様の諮問手続きが採られたと考えられている。 Cf. *Ibid.*; Bleicken, 96.
- 39) Kunkel, 237.
- 40) Sen., *Clem.*1.15.4.
- 41) Dio 52.33.4.
- 42) Millar, 238; Amarelli, 158.
- 43) Jos., *AJ.*19.268; Kunkel, 184-7. またクンケルによれば、ローマ刑法上、カエレアの如き現行犯や自白者には審理不要の即時処罰が認められていた。
- 44) Tac., *Ann.*11.3. 更に Philo, *Leg.*350; Tac., *Agr.*45.1; Plin., *Ep.*4.22.4. 一方, Crook, 110 は Dio 57.7.3-5 を, Kunkel, 233 n.117 は Suet., *Aug.*35.4 を顧問団の口頭発表例として挙げるが、何れも元老院審議における意見表明とも解せられる。
- 45) 拙稿「ローマ帝政初期における皇帝裁判の不平等性」平田隆一・松本宣郎編『支配における正義と不正』南窓社, 1994, 4 節参照。
- 46) Dio 55.7.2. 本件を Bleicken, 77 は三頭政治期の裁判と推測するが、根拠に欠ける。 Cf. Millar, 527 n.70. 尚, Bauman, 'Hangman, Call a Halt!', *Hermes* 110, 1982 は当該裁判を前 8 年頃の事件と推定している。
- 47) Sen., *Clem.*1.15.4.
- 48) Dio 52.33.4. ここから、顧問団員は元老院での審議や元老院裁判同様に各人が経験した政務官職の上位順、就任順に判決案を口頭発表したことがわかる。
- 49) 本稿において紹介したクンケルの論旨は彼の近著 W.Kunkel & R.Wittmann, *Die Magistratur. Staatsordnung und Staatspraxis der römischen Republik 2*, München, 1995, 135ff.にも認められる。
- 50) *Dig.*37.12.5.
- 51) Philo, *Leg.*350.